

トラックを使用している事業所の皆さん

知らずに
うっかり、
従業員に

無免許運転を させていませんか？



免許の範囲を超えた自動車は運転できません！

運転できる自動車は

車両総重量と

最大積載量で

決まります！



必ず車検証で **車両総重量** と **最大積載量** を確認しましょう。

★免許の範囲を超えた自動車を運転すると、
「**無免許運転**」または「**免許条件違反**」が適用されます。

「無免許運転」の罰則

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 25点 (即、免許取消し)

※反則金なし (即、罰則適用)

「免許条件違反」の罰則

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 9,000円 (大型・中型・準中型自動車)
7,000円 (普通自動車)

運転できる自動車の
範囲は裏面で再確認

ご存知でしたか？

**大型免許・中型免許の
取得可能年齢が
引き下げ！**

令和4年5月13日施行・道路交通法一部改正

改正前の運転免許の受験資格

中型免許	20歳以上で、 普通免許等保有2年以上
大型免許	21歳以上で、 普通免許等保有3年以上

現在(令和4年5月以降)の特例

特別な教習を修了すれば受験資格を緩和

中型免許・大型免許
19歳以上で、
普通免許等保有1年以上



(一社)広島県安全運転管理協議会

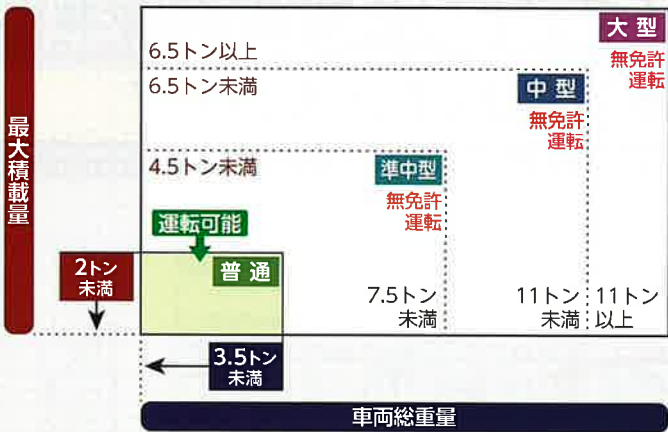
わかっていますか？ 各免許で運転できる自動車の範囲

●車両総重量
●最大積載量

※下記図中の **普通** **準中型** **中型** **大型** はそれぞれ、普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車の略。

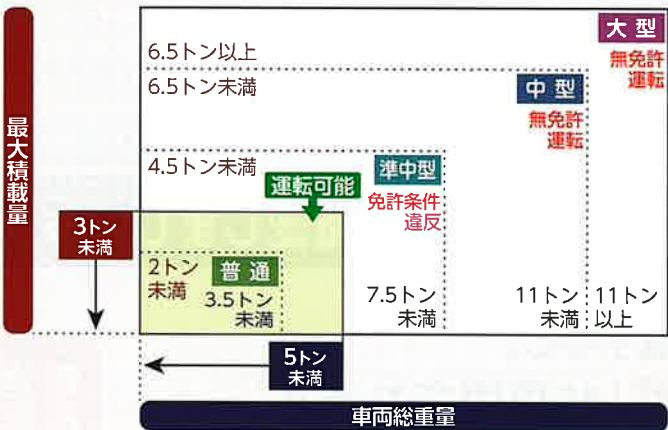
■普通免許 取得時期により運転できる範囲が異なります

平成29年3月12日以降に取得



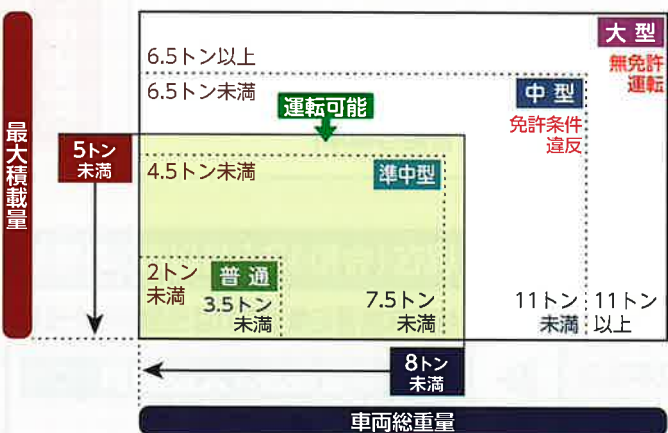
平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得

→平成29年3月12日以降、「5トン限定準中型免許」に移行

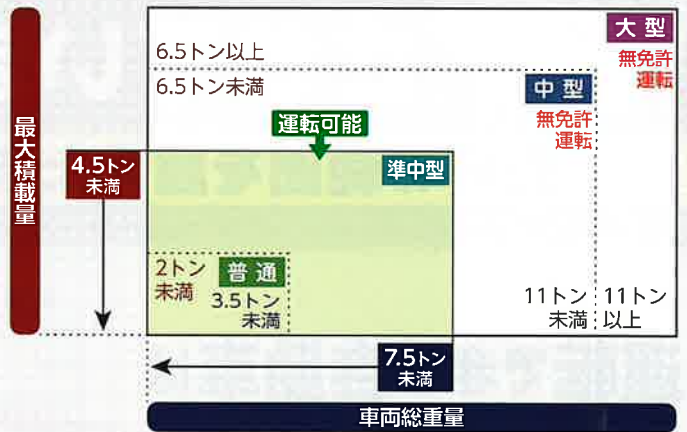


平成19年6月1日以前に取得

→平成19年6月2日以降、「8トン限定中型免許」に移行



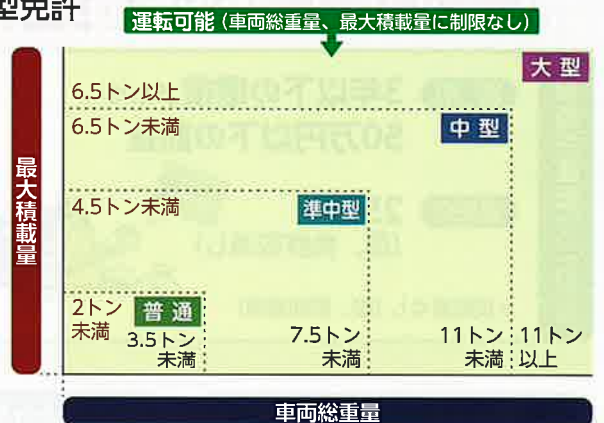
■準中型免許 (平成29年3月12日新設)



■中型免許 (平成19年6月2日新設)



■大型免許



●いずれの免許も、小型特殊自動車と一般原動機付自転車も運転可能。大型特殊自動車や大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転すると「無免許運転」になる。

●各免許で運転できる自動車の乗車定員については、以下の通り。

普通・5トン限定準中型・準中型免許…定員10人までの自動車が運転可能。定員11人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。

8トン限定中型免許…定員10人までの自動車が運転可能。定員11人以上29人以下の中型自動車を運転すると「免許条件違反」になり、定員30人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。

中型免許…定員29人までの自動車が運転可能。定員30人以上の自動車を運転すると「無免許運転」になる。

大型免許…乗車定員に制限なし。